

# じんけん 人権の広場ひろば

## 部落差別は

許されません！

部落差別解消推進法

平成28年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別のない社会の実現を目的としています。そつとしておけば自然に部落差別がなくなると考えるのは誤りです。生まれた場所や障害の有無、国籍などに関係なく誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。

本市では、引き続き部落差別解消に向けた施策を推進しますので、市民のみなさんのご理解ご協力をお願いします。  
問合先 人権推進課



## あいあい講座

ひきこもる人の

居場所づくりと支援の現状

さまざまな人権問題について知識・見識を深めることは、その人たちの人権を尊重することに役立ちます。逆に知らないことで気付かぬうちにその人々を傷つけてしまうことがあります。講座を受講して、ひきこもる人たちのことについて知り、考えてみませんか。

日時 1月30日(木)  
午後3時30分～5時  
場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター  
定員 35人(先着順)  
講師 泉 翔さん(特活ウィークライ代表理事)

申込・問合先 1月29日(水)までに電話、FAX、eメール(jinken@city.izumisano.jp)で住所、氏名、連絡先、FAX番号を記入し、人権推進課へ

※受講無料。一時保育・手話通訳あり(締切:1月21日(火))

## 女性のための特設法律相談

女性弁護士が配偶者、パートナーなどからの「暴力」(ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシユアル・ハラメント、性暴力、性犯罪)被害に関する相談や離婚などの相談に応じます。(要予約)

日時 1月31日(金)午後1時～5時(相談時間は一人25分)  
場所 岬町青少年センター(泉南郡岬町多奈川谷川1905番地の22)

対象 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の在住・在勤者  
定員 8人(先着順)

協賛 国際ソロプチミスト大阪・りんくう  
申込・問合先 1月8日(水)午前9時以降に電話で岬町人権推進課(☎492-2773)へ  
※相談無料。一時保育(1歳)就学前あり。希望者は申込時に

## 消費生活センターだより

見守りリー  
相談受付  
午前9時～  
午後4時30分



相談はお早めにセンターへ!!

南海線「泉佐野」駅前  
☎469-2240

## キャッシュレス決済って何ですか

キャッシュレス決済とは、クレジットカードをはじめとするカード決済、インターネットショッピングなどのオンライン決済、スマートフォンで行うモバイル決済など、広い意味で「現金以外の方法で支払う手段」のことを言います。  
経済産業省では、「2025年までにキャッシュレス決済比率を40%にする」という目標を掲げています。また、昨年10月の消費増税後には、中小・小規模事業者がキャッシュレスで支払いを行った消費者に今年6月30日まで2～5%のポイント還元を行う「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施しています。  
現金を持ち歩くことによる「スリ」「ひったくり」といったリスクが減り、財布から小銭を取り出す煩雑さや長時間の会計待ちから解放されるのは大きなメリットです。事業

者側から見ても、現金の受け渡しやレジ締め作業、現金の管理負担が減少するのは大きなメリットであるほか、利用者の購買情報を用いてマーケティングを高度化することも可能になります。キャッシュレスの決済手段は店舗における決済形態とお金の支払い形態で分類することができます。  
●クレジットカードの代名詞となつている「カード決済」  
●電子マネーなどの「タッチ決済」  
●新しく登場した「QR・バーコード決済」の3種類があります。  
また、支払い形態として、  
●現金や金融機関の預金口座などからチャージする「前払い・プリペイド」  
●金融機関の預金口座からの「即時払い・デビット」  
●金融機関からの「後払い・クレジットカード」の3種類があります。  
【アドバイス】  
キャッシュレス決済については、「便利そうだけれど、何にどれだけお金を使ったか、把握しにくいのでは」「支払う感覚が薄いため、使いすぎてしまうのでは」といった不安があります。  
利用する際には、自分に合ったサービスを選択し、収入や預金残高に見合った範囲で利用しましょう。  
何か困った時は、消費生活センターへご相談ください。